

## 商品分野でめざすこと

2018年1月理事会決議

### ■安全確保と正確な情報伝達で暮らしを守ります。

- ①提供する商品の安全確保に取り組みます。
- ②食の安全に関わる情報を正確で迅速に正直に伝えます。
- ③組合員と職員が学習する機会を大切にします。

### ■食卓に笑顔とおいしさ、健康を届けます。

- ①くらしの変化に対応した品揃えを提供します。
- ②コープ商品を大切にし、組合員の声の反映と役立ちを広げます。
- ③利用しやすいパッケージ・わかりやすい表示をめざします。
- ④健康にすごし続けられる食生活を提供します。

### ■豊かな食と地域のつながりをつくります。

- ①府内・地域・国内産の品揃えを拡大し利用を広げ、地域の生産力を高めていきます。
- ②生鮮商品は鮮度を重視します。
- ③地域特性に応じた商品を提供します。

### ■商品の量的・質的な安定確保につなげます。

- ①産直を推進し、持続可能な食料生産にむけて努力します。
- ②組合員へ産地の情報を提供するとともに、生産プロセス(ストーリー)を伝えます。
- ③生産の現状の理解と、利用につながる交流(産地見学・学習・体験)をします。
- ④生産者との協議の場を大切にします。

### ■未来につながる持続可能な環境づくりをします。

- ①環境に配慮した生産体制づくりや循環型農業を大切にします。
- ②食品ロス(家庭内の廃棄も含む)の削減にとりくみます。
- ③容器包装の使用量削減とリサイクルにとりくみます。
- ④商品を通じて社会貢献を行うとりくみや、環境配慮商品の普及にとりくみます。

京都生協はこれまで組合員の「安全・安心の願い」の実現に向けて、組合員・生産者・メーカー・京都生協が一緒になって商品供給をしてきました。これからも「商品」を通じて組合員の願いに応え続け、くらしの中で「安心」が感じられることを大切にしていきます。

この「商品分野でめざすこと」では商品の取り扱いを通じて実現したいことや商品の取り扱いの基本の考え方を表現しました。この内容は組合員のくらしや社会状況の変化、科学的知見の発展などに応じて見直していきます。

## 《「商品分野でめざすこと」に関わる基本的な考え方》

### 1. 安全の考え方

生協は、食品の安全を守るために組合員や取引先などと協力しながら国の安全行政を変えるために、国民の健康保護を盛り込んだ食品衛生法改正を要求する署名を行ってきました。その結果、2003年に『食品安全基本法』が策定されました（食品安全委員会の設置）。現在はパブリックコメントによる国民の意見も取り入れられるようになっていました。また『食品衛生法』が改正され、この法律の目的に「国民の健康保護を図る」という文言が明記され、国・都道府県等・事業者の責務の内容が明確になりました。2006年には生協側が求めていた農薬や動物用医薬品等の残留基準を定めたポジティブリスト制度も施行され、国内の食の安全を確保する取り組みは大きく前進しました。

現在、私たちが普段食べている食品にはさまざまなリスクがあります。食中毒や異物混入などは昔も今も重視して取り組まなければならないリスクです。また、食品添加物や遺伝子組換えなど組合員にとって関心の高いリスクもあります。近年ではSNSによる情報の拡散や意図的な異物混入といった想定することが難しいリスクもあります。こうした課題に対してバランスよく対応していくことが重要となってきます。

京都生協の取り扱い商品に関する安全に対しての個々の考え方については、以下に記載します。

#### （1）微生物の管理について

- ①食の「安全」と「安心」を考える上で、最も重要なことは食中毒菌を正しく管理することと考えます。
- ②コープきんき事業連合、日本生協連と協力しながら、商品の微生物検査、定期的な工場点検を実施します。
- ③店舗で作られる商品の定期的な微生物検査や製造環境の調査を実施します。
- ④商品の入荷からお届けまでの温度管理と食品の衛生的な取り扱いを徹底します。

#### （2）食品添加物について

- ①自主基準を策定し、取り扱う商品が基準に合っていることを確認します。
- ②不使用添加物や遺伝毒性発がん物質は、意図して食品に使用しません。
- ③国がリスク評価・リスク管理を行っていますが、生協でもあらためて、独自に評価・管理を実施します。
- ④最新の科学的知見による継続した再評価・見直しをおこないます。

#### （3）農薬について

- ①農薬は農産物の量・質を確保するために必要だと考えます。ただし、法律に沿って使用するとともに、生産者の安全や環境に配慮するという観点から、使用はできるだけ控えることが大切だと考えます。
- ②自主基準は設けず、ポジティブリスト制度の基準を適用します。
- ③産直農産物については、産直基準に基づいた管理をおこない、栽培時に正しく農薬が使用されていることを確認します。

#### （4）動物用医薬品等について

- ①動物用医薬品等の使用については、病気から家畜を守るために、適正に使用することが必

要であると考えます。ただし、法律に沿って使用することがとても重要です。

②産直畜産物については、産直基準に基づき、仕様書に沿った管理を行います。

③日本生協連と連携しながら動物用医薬品等に関する情報を収集し、必要に応じてパブリックコメントなどを発信します。

#### (5) 遺伝子組換え食品について

①現在国内流通している遺伝子組み換え食品については人や環境などへ影響がないことが確認されているため、取り扱う上で問題ないと考えます。

②公開されている情報を整理し、事実を伝えることが重要だと考えます。

③コープ商品については遺伝子組み換え表示義務のないしょうゆ・植物油・コーンフレークなどについても包材で情報提供します。

#### (6) 食品の容器包装について

①容器包装については、一部の材質について、留意使用\*とし、留意使用とする容器包装を使用する必要性、有用性を確認します。

②国のリスク管理のしくみが整備された段階で、日本生協連と連携しながら国の評価内容の精査をおこない、必要に応じて京都生協の基準の見直しをおこないます

※…留意使用とは、使用する包材の「必要性」「有用性」を判断して、組合員にとってのメリットが高く、使用理由が明確であることを条件に取り扱いを認めるということです。

#### (7) 食品中の放射性物質について

①国の検査の補強として、福島県に隣接する17都県\*で栽培された産直青果物、米を中心に放射性物質検査を継続しておこないます。

②社会的な要請があった場合、京都生協が判断し検査をおこないます。検査結果や最新の情報については、HPで情報を公開します。

\*福島県、茨城県、栃木県、千葉県、群馬県、神奈川県、宮城県、山形県、新潟県、長野県、埼玉県、東京都、山梨県、静岡県、青森県、岩手県、秋田県

#### (8) 日用品の安全確保について

①取扱商品は、該当する法令に適合していることが前提です。法令の規定がなく、業界の自主基準がある場合にはそれに適合している商品を扱います。

②商品情報に基づき点検をします。

③化学的危険(化粧品や殺虫剤などのケミカル商品により皮膚のかぶれやのどの痛みを生じるといった事例)や物理的危険(踏み台が壊れてけがをしたといった事例)の発生が懸念される場合は迅速に対応を進め、取引先に商品設計・原材料・製造方法など製品の安全性を証明するデータ・資料の提出を求めるとともに、国・業界・日本生協連の対応に注意を払います。予想され得る使用上の注意・警告表示についてはわかりやすく記載します。

## 2. 品揃えの考え方

### (1) 「安全・安心」の願いに応えていきます。

①「安全の考え方」に記述した内容に沿って、商品を取り扱います。

②HACCP\*への対応をすすめているメーカー商品の取り扱いを優先します。

\*Hazard Analysis and Critical Control Pointの略称。食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法です。

③海外商品については取引先による現地報告を確認し、法令基準に沿って取り扱います。

**(2) 毎日のくらしに貢献できる「品揃え」をします。**

①組合員の声やニーズを反映した品揃えを追求します。

②くらしに「必要なものが揃うこと」と「選べること」を大切にし、使いやすい「量目・規格」を「利用しやすい価格」で提供します。

③コープ商品や産直、地産地消(地域商品)の取り扱いを中心に、一般商品を組み合わせて提供します。

④地域性、世代、家族構成、ライフスタイルに対応した品揃えを行います。

⑤「安全・安心」「おいしさ」「健康」「便利さ」「社会貢献」「豊かさ」「お得」を実感できる商品提供を行います。

⑥季節感や旬が感じられることを大切にします。

⑦安定的に確保できる状況および多様なくらしに対応できる状況をつくるために、海外商品についても取扱いを行います。

**(3) 「コープ商品」「産直」「地産地消(地域商品)」を差異化商品として位置づけます。**

①京都生協コープ商品については、おいしさや嗜好など地域性のある商品として提案します。

②「産直」商品については、取扱品目・量を拡大します。供給高上位品目については優先的に産地確保を行い、商品化していきます。

③「地産地消(地域商品)」については取扱いを拡大し、地域産業・地域経済へ貢献します。

**(4) 環境や社会に配慮した商品や社会貢献につながる商品の取り扱いをします。**

①エシカル消費(消費者それぞれが地域や社会、環境や人々に配慮して、モノやサービスを買う)に関わるとりくみをすすめます。

②フェアトレード商品やMSC 認証\*・FSC 認証\*商品など地域社会や環境に配慮した商品の取り扱いを行い、身近にある社会や環境問題について消費を通して考えることを大切にします。

※MSC (Marine Stewardship Council、海洋管理協議会) 海洋の自然環境や水産資源を守って獲られた水産物(シーフード)に与えられる認証エコラベル。

※FSC(R) (Forest Stewardship Council(R)、森林管理協議会) 森林の環境保全に配慮し、地域社会の利益にかなない、経済的にも継続可能な形で生産された木材に与えられた認証。

### 3. 大切にしたい商品について

**(1) コープ商品**

①日本生活協同組合連合会コープ商品について (CO-OP)

京都生協組合員をはじめ全国の生協組合員のくらしの願いから開発された商品で、組合員が利用し、その声を活かし、常に改良が可能な商品です。コープ商品の基本的価値は安全性の確保・品質の確かさ・価格の安さの3つです。コープ商品の支持が広がることで社会の他の商品への影響も与え、私たちの消費生活全体の質的向上が図られることもその大きな役割です。組合員のくらしの変化や要望に応える商品として位置づけて取り扱い、利用を広げます。

②京都生協コープ商品について (KYOTO COOP)

コープ商品の中でもとりわけ京都生協が独自に開発した京都生協コープ商品は、京都生協組合員の声やニーズを反映した商品で、京都のくらしや地域に根ざした商品です。

新規の開発については組合員要望や利用予測を見極めた上で判断します。既存商品の見直しを積極的に進め、利用を広げます。

※「京のふるさと輪っとコープ商品」の役割は、府内産直運動を強め、地場産業や地域社会へ貢献することです。今後は京都生協コープ商品や地産地消を広げていくことに力を入れていくため、別のマークとして使いません。

## (2) 産直

### ①産直とは

ア)京都生協の産直とは組合員と生産者が協働して「産直を通して大切にすること」を実現するための活動と事業のことです。

イ)「産直基準」に基づいて生産・管理された生鮮商品を産直商品と呼びます。

### ②産直を通して大切にすること

ア)日本の農・水・畜産業が持つ多面的な価値を見直し、その再生と持続可能な地域社会づくりにつなげ、食料自給を高めるとりくみを大切にします。

イ)生産者と組合員が交流の中で信頼を築き、生産・流通・消費のあり方について協議することで商品力を引き上げる関係性を築きます。

ウ)こだわりのある商品づくりで利用を広げます。

### ③産直基準

ア)栽培方法・飼育方法が商品仕様書で明らかになっていること。

イ)点検・検査による検証を生協職員が毎年行っていること。

ウ)京都生協と生産者（団体）が毎年協議を行い、組合員との交流が実施できること。

エ)持続可能な生産と土壌への負荷軽減や資源循環型農業など環境に配慮した栽培を推進していること。

## (3) 地産地消

①地産地消とは、生鮮は、京都府内で栽培または水揚げ、養殖されたもの、食品、日用品は、京都府内の製造者が製造したものを地産地消の商品とします。なお、食文化や習慣が共通するエリア(他府県と隣接する地域)では、京都府外も含めた地域商品となる場合もあります。

### ②地産地消のとりくみを通して大切にすること

ア)地域で生産された商品の取り扱いを増やし、地域経済や食文化の継承に貢献します。

イ)商品を通じた組合員と生産者の交流を大切にします。

ウ)京都の農林水産業の再生と地域食料自給率の向上に貢献します。

エ)環境・景観・生物多様性の保全などを含む、ゆたかな地域づくりに関与します。

### ③取り扱い基準

ア)「農薬取締法」「食品衛生法」「JAS法」などの法規を遵守して生産されたものに限りません。

イ)栽培に際して使用された化学的に合成された農薬、及び化学肥料についてはその使用履歴を記帳し、問い合わせに適宜答えられること。

以上